

公益財団法人日本レスリング協会

定 款

公益財団法人 日本レスリング協会

(25.4.1)

目 次

第1章	総 則	3
第2章	目的及び事業	3
第3章	財産及び会計	3
第4章	評議員	5
第5章	評議員会	6
第6章	役員等	8
第7章	理事会	10
第8章	加盟団体	12
第9章	委員会	12
第10章	事務局	12
第11章	定款の変更及び解散	13
第12章	公告の方法	14
第13章	補 則	14

附 則

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本レスリング協会（以下、「本協会」という。）と称し、英語表記は、JAPAN WRESTLING FEDERATION（略称JWF）とする。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、日本におけるレスリングの統括団体として、レスリングを発達させることにより、国民の体力向上とスポーツ精神の涵養に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 全日本レスリング選手権大会及びその他の各種レスリング競技大会等の開催
 - (2) オリンピック競技大会、世界レスリング選手権大会、その他の各種国際レスリング競技大会において日本を代表する選手及び役員を選任
 - (3) レスリングの普及・発展施策とそれに係る事業の実施
 - (4) その他本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第6条 本協会の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会において定めた財産を、本協会の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、本協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を得て、評議員会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(定数)

第10条 本協会に、評議員20名以上25名以内を置く。

(選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- (ア) 国の機関
 - (イ) 地方公共団体
 - (ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - (オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - (カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けけるものをいう。）又は許可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。）
- (3) 評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員でもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の議長は、開催時出席評議員の中から評議員の互選により定める。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数

の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した評議員会議長及び当該会議において選任された議事署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員の設定及び定数等)

第22条 本協会に、次の役員を置く。
(1) 理事 24名以上29名以内
(2) 監事 2名以内
2 理事のうち、1名を代表理事たる会長とする。また会長以外の理事の中から、副会長若干名、専務理事1名、常務理事若干名を置くことができる。
3 前項の専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2 会長、副会長、専務理事、常務理事は、理事会において理事の中から選定する。
3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係にあ

る者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。

- 4 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係のある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 監事には、本協会の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに本協会の使用人がふくまれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を分担執行し、会長及び副会長に事故があるときはその業務を分担執行する。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐する。
- 6 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（任期）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時

までとする。

- 4 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、評議員会において、決議に加わることができる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする、ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内及び報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長等)

第29条 本協会に、名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長、名誉副会長は、本協会の役職経験者から、顧問及び参与は、本協会に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会で推薦した者につき、会長が任命する。
- 3 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定又は解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、この定款の第24条第6項の規程による報告には適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 加盟団体

(加盟団体)

第38条 各都道府県におけるレスリングを統括する団体であつて、本協会に加盟した団体（協会等）

- 2 前号に定めるもののほか、レスリングに関する事業を行う団体であつて、本協会に加盟した団体（連盟等）
- 3 加盟の手続きその他加盟団体に関する事項は、理事会及び評議員会において別に定める。

第9章 委員会

(委員会)

第39条 本協会には、理事会の決議を経て各種委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、第4条に関連する事項について、理事会の決議に基づき、所掌とされた業務を審議し、理事会に意見を具申するとともに理事会の諮問に応ずる。

(委員の選任)

第40条 委員会に委員長その他必要な委員を置く。

- 2 委員長及び委員は、理事会において選任する。

(その他の事項)

第41条 委員会について必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第42条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長の選任及び解任については、理事会の承認を経なければならない。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(書類の備え置き及び閲覧等)

第43条 本協会の主たる事務所には、第8条第3項に規定された備え置き文書の他、常に次に掲げる書類を備え置かなければならない。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

(1) 認定、許可等及び登記に関する書類

(2) 理事会及び評議会の議事録

(3) その他必要な書類及び帳簿

2 前項各号の書類の閲覧等については、法令に定める基準及び理事会の決議を経て別に定める情報公開に関する規則等によるものとする

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

3 第1項、第2項の変更を行ったときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第45条 本協会は、基本財産の滅失による本協会の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 本協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、前条に規定する類似の事業を目的とする他の法人等に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本協会の公告は、本協会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に
掲示する方法により行う。

第13章 補 則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する事項、規則
等の制定、変更及び廃止等の事項は、理事会及び評議員会の決議を経て定
める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法
人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行す
る。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財
団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第
106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記
を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業
年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の公益法人の設立の登記後最初の理事及び監事は、次に掲げる者と
する。
理事 福田富昭、松浪健四郎、下田正二郎、馳浩、高田裕司、富山英明、
土方政和、菅芳松、佐藤博俊、枝迫興一郎、古里光弘、丸山充信、
菅沼啓安、松田敏夫、湊ノ上文也、藤森安一、田中忠道、中根和広、
松崎忍、梅原龍一、栄和人、田村知一、佐藤満、斎藤修、多賀恒雄、
藤沢信雄、末柄勝、増島篤、伊藤広道、丸山博之
監事 保岡陸朗、平野萬司
- 4 本協会の最初の会長は、福田富昭とする。
- 5 本協会の最初の専務理事は、高田裕司とする。
- 6 本協会の最初の評議員は、次に掲げるものとする。
平澤光志、細越利男、池田進、大島大和、岡崎紘二、藤田隆康、

出口泰三、古川興幸、宮崎光昭、津森義弘、本田原明、大塚勇、
真田栄作、沼尻久、藤川健治、木名瀬重夫、吉田義勝、鵜稔之、
宗村宗二、鎌賀秀夫、鈴木啓三、緑健児、村上功、早坂孝、
小幡弘之、赤石光生、塚本裕昭、大橋正教、成富利弘、金浜良

7 平成30年12月23日一部改定（第10条、第22条）

改定後の本定款は、平成31年6月に実施される定時評議員会の開催日
から施行する。

8 令和元年6月22日一部改定（第2条）

9 令和3年3月28日一部改定（第22条）

改定後の本定款は、令和3年6月に実施される定時評議員会の開催日
から施行する。